

古代伊勢国奄芸郡の郡家と条里

戸 祭 由 美 夫

一、はじめに

古代において伊勢国は畿内に隣接する三関国の一つとして大國にランクされ、天皇家の祭祀を司る伊勢神宮がその東南部に鎮座することとも相俟って、政治的に重要なウェイトをもつ国であった。この古代伊勢国に関しては歴史地理学からの調査研究が、国府・鈴鹿関・榎撫駅家^①や桑名・員弁・河曲・飯高・飯野・多気・度会各郡の条里^②を対象としてなされているが、郡家や交通路さらに国内中央部の条里については未だほとんど研究されていない。そこで本稿では伊勢国のほぼ中央部に位置する旧奄芸郡^③をとりあげ、郡家の位置比定や条里地割の復原を行うことにしたい。

現在、津市・鈴鹿市・安芸郡^④の二市一郡の各一部をなす旧奄芸郡は、伊勢国中央部や北寄りの比較的小規模な郡であって、明治二二年の合併によって消滅するまでは、河曲・鈴鹿・安濃の各郡とそれぞれ北東・東・両西で郡界をかたちづくり、東は伊勢湾に面していた。このような相対的な位置関係は古代律令期にまで遡ることができ、和名抄によれば奄芸郡は奄芸・田井・塩屋・服部・黒田・窪田の六郷よりなる下郡であった。また地形の上では、北部の中ノ川流域、中部の丘陵・台地、南部の志登茂川^⑤流域、および北西部の山

間部に区分することができ、そのうち北部および南部に後述するごとく条里地割が認められる。

二、奄芸郡家

奄芸郡の郡家が設けられたところとしては、郡家に関係あるとされる「郡山」地名をもつ鈴鹿市郡山町がまずあげられる。この郡山町は明治初期の奄芸郡郡山村が奄芸郡栄村大字郡山、河芸郡栄村大字郡山とその行政区画名称をかえ、さらに昭和二九年に鈴鹿市へ編入されて現在の名称となった地区であって、市内南部を東流して伊勢湾に注ぐ中ノ川右岸の台地上にある。即ち、古代の奄芸郡における郡山地区の位置は、北部の中ノ川沖積低地と中部の丘陵・台地との境界部にあたり、奄芸郡全域のなかには北東に偏っていることとなる。しかし、郡内で郡山地区以外に郡家関係の地名がみあたらないこと、式内社の酒井神社が地区内の郡山集落北部に鎮座している集落の成立期を古代にまで遡らせる可能性が高いこと、さらに郡家の存在した可能性を示す遺跡が郡内には見当たらないこと^⑥から、本論では郡山地区に郡家を求め、地割・地名などからその境域を検討していくことにする。

まず地区内の地形および土地利用についてみれば、郡山集落は中ノ川右岸の台地^⑦上にあり、約一〇メートルの比高をもつ急崖でもって北方の沖積低地と隔てられている。また集落の南端も比高約一〇メートルの急崖をもつ小河谷によって限られており、その小河谷の幅は集落に接するあたりで六〇〜一〇〇メートルある。そのため集落附近一帯の台地上は用水に乏しく、乾田・畑・草地・樹林地と

口、百メートル以上の直線状をなす小字界の箇所のうち、相互にほぼ平行するものの間隔を計ってみると、一町の整数倍をなす例としては僅かに西里の西側字界と若宮の東側字界間（約六町）があるにすぎない。

ハ、小字界をなさない道ないし主要畦畔についても、数百メートルにわたって直線状をなすものはなく、かつまた相互にほぼ平行する道の間隔が一町の整数倍をなす例も見当らない。

従って小字地名からと同様、小字界や地割からも郡家や郡衙の境域を推定するに足る手掛りは乏しいといえる。かかるなかにあつて手掛りとなりそうな西里の西側字界および若宮の東側字界に注目すると、両字界とも台地上から中ノ川沖積低地の集落に至る主要な道路に沿っており、なおかつ前者にあつては郡山集落の西限ともなっているし、後者にあつては鈴鹿市秋永町（旧大字）との町境でもある。このことは両字界が重要な境界であることを意味しているといえる。そこでこの両字界あたりの地割をもう一度詳細に検討してみると次のようなことが知られる。

二、里中と西里との小字界の一部をなす直線状の道路が西里の西側小字界とほぼ平行でかつ一・五町の間隔を有しており、しかもこの道路は前述のように式内社たる酒井神社の鳥居に至る参道ともいふべきものである。

ホ、集落内の地割は周囲の耕地のそれに比べて錯雑しているが、集落内を東西に走る道路のなかにも西里の西側字界に対し直角の方向をもつものがある。

ヘ、酒井神社の社域が参道の延長線を対称軸として東西一町余、南

北一町弱の地を占めており、鳥居前を東西走する道路と集落南方の谷底との間隔が二町余ある。

右の二へ諸点も郡家域を想定する手掛りとしてはいささか不十分であるが、共通して郡家関係地名たる郡山集落に郡家の存在を暗示している。従って、奄芸郡が下郡であることや地形的制約をも考慮して、酒井神社社域に方一町の郡衙域をもち、西里・里中の小字界を南北方向の中軸線とする方三町の郡家域を想定するのが妥当であろう⁷⁾。もちろんこの想定はまだ十分を説得力に欠けており、例えば式内社の社地を郡衙域としていることも問題とならうが、この点に関しては酒井神社が同じ奄芸郡内の式内社たる伊奈富神社（稻生大明神）の新宮とされて⁸⁾、郡家の勢威衰退後に神社が郡衙の地に移転されたとも考えられる。また郡家域想定にあたって東西方向の基準線を明確にしえなかったが、この点については後に条里との関連で再論することにした。

三、中ノ川流域の条里地割

中ノ川流域の沖積低地のうち奄芸郡に属する範囲は現在ほとんど鈴鹿市域となっており、西から三宅・徳居^{とくゑ}・御園^{みやの}・越知^{おち}・徳田^{いと}・稲生^{いな}・秋永^{あきなが}・五祝^{いむい}・磯山の各町に分属している。いまこれら各町の小字地名を検してみると、徳田町に五之坪・六之坪という坪地名があるほか、東条・西条（以上、三宅町）・森ヶ坪（御園町）・八反坪・大坪（以上、徳田町）・縄手・粟之内（以上、稲生町）・大縄・高縄手・此坪（以上、五祝町）のような地名もみられる。（図2・4参照）

そこでまず坪地名のある徳田町をとりあげ、明治期作成の地籍図によって耕地整理前の状況をみると、道路や水路も直交状を示すものが多く、^{やま}屋去・高田・古川・梨子之木・戸波・十石前・戸関・初田・志留田・熊野田・神白の各小字では長地型ないし半折型の変形地割がほとんどである。ちなみに五之坪とその東の屋去、および地割の乱れている六之坪の南の神白と熊野田の地割を示せば図3の如くで、屋去では幅もほぼ一町で長地型を示すのに対して五之坪では幅も一町より幾分狭いうえに地割も乱れている。神白と熊野田ではともに二×三町の面積内に長地型ないし半折型の幾分変形した地割が一町方面のブロックを構成している。以上のことからみて徳田町の耕地整理前の地割は明らかに条里地割と認められる。ではN二四度Eの方位をもつ条里地割はどのあたりまでたどりうるのだろうか。この点を明らかにするため、次に耕地整理実施済みの徳田町以東の各町について耕地整理前の状況を調べ、さらに耕地整理のなされていない徳田町以西の各町について検討することにする。

耕地整理前の徳田町以東の低地部、すなわち稻生・秋永・五祝・磯山の各町について残存する旧地籍図をもとに地割を検討すると、矢去・栗之内・杉本・沼之井・山添・溝端（以上、稻生町）・一ツ谷・蔵久・八島・横綱（以上、秋永町）・蔵久・条治保田・池尻・犬飼・高縄手・大縄・東前（以上、五祝町）・久保田・広見（以上、磯山町）の各小字にN二四度Eの条里地割を認めることができる。さらに五祝町下堅田・古屋敷の各小字の一部にも同じ条里地割らしきものがみられるし、旧地籍図が廃棄されたところのうちでも五祝町此坪や木鎌のように一町間隔の道路の存在を大字総図より指

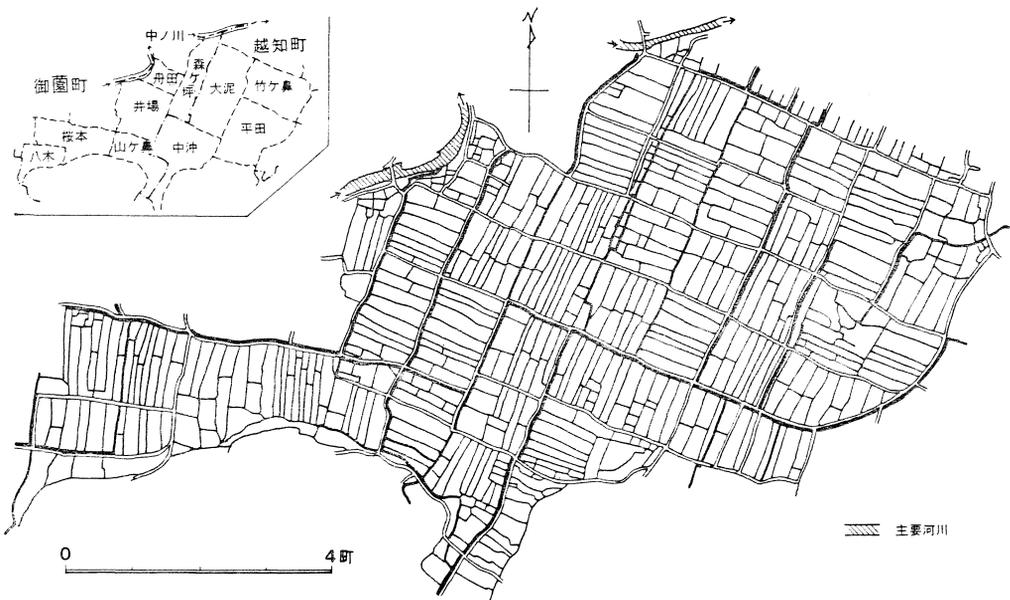


図 5. 越知・御園 2 町の地割（一部）（凡例は図 3 に同じ）

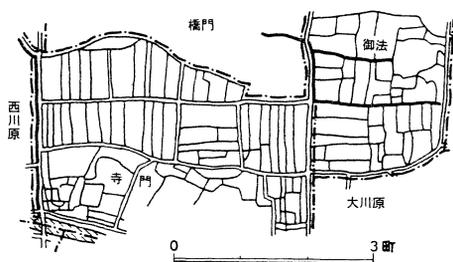


図 6. 三宅町の地割（一部）〔凡例は図 3 に同じ〕

摘しうるところもある。いま秋永町蔵久・横綱の地割を図 3 によってみれば、蔵久の南部から横綱の北西部にかけては典型的な長地型地割といふことができよう。しかし横綱の南部では地割が乱れており、秋永町や磯山町の南に接する河芸町大字西千里では耕地整理前の旧地籍図をみても N 二四度 E の条里地割は認めがたい。従って現在知りうる限りにおいて、N 二四度 E の条里地割の東限は稲生町山添、磯山町広見、秋永町蔵久を結ぶ線といふことができる。この東限線は地形のうえからみると、⁹沖積低地の氾濫原と海岸平野との境界にほぼ一致しており、また中ノ川が流路を南に急変させて延長川となる転換部でもあって、現海岸線沿いの砂堆列より後方の砂堆があたりに散在している。

徳田町以西の低地部、すなわち越知御園・徳居・三宅の各町については図 4 から N 二四度 E の条里地割の存在がうかがわれるが、地籍図を検査することによって越知町のほぼ全域と御園町の森ヶ坪・舟田・井場・山ヶ鼻の各小字で明確に認められることができる。図 5 はその地割を示したもので、長地型が原形であったとみられる。ところでこの N 二四度 E の条里地割の南西限たる御園町山ヶ鼻の地割を注意してみると、その西部では地割の東偏の度合がすくなくなっている。そしてこのように東偏の度合のすくない地割が山ヶ鼻の西の御園町

・桜本・八木・定田、さらに徳居町東代へと続いているのである。地割は南北幅がほぼ一町あり、N 二四度 E の条里地割と同様長地型を呈している。これらも条里地割とみなしてよいと考えられるが、地割以外に判定の手掛りがない。このほか徳田町以西で一町方面の地割がみられるところとしては三宅町寺門・御法の付近をあげることもできるが、対岸に東条・西条という小字があるばかりで条里地割と認めるに足る坪地名もなく、地割も図 6 のごとくであって、真北方向の条里型地割¹⁰と呼んでおきたい。ただ、対岸にミヤケ地名をもつ集落があることから、あるいは古代のミヤケに関係する地割と解することもできるかもしれない。

以上、中ノ川流域の条里地割についての知見をまとめれば次のようになる。① 坪付史料は今のところ見出されていないが、坪地名は残存し、沖積低地の氾濫原に N 二四度 E の条里地割を認めることができる。② 坪内の地割は長地型に由来するものが多い。③ 条里坪付や条里界線、さらに条里の呼称法は明らかでないが、稲生町の栗之坪なる小字地名があるいは九里を意味するのかもしれない。④ N 二四度 E の条里地割の南西端では地割の東偏の度合がすくなくなっている。⑤ 三宅町寺門・御法の付近に真北を指す条里型地割がみられる。

四、志登茂川流域の条里地割

志登茂川流域の沖積低地は海岸線に沿う幅六百メートル前後の砂堆によって伊勢湾と隔てられ、地形の上で¹²谷底平野・氾濫原・海岸平野に三分される。

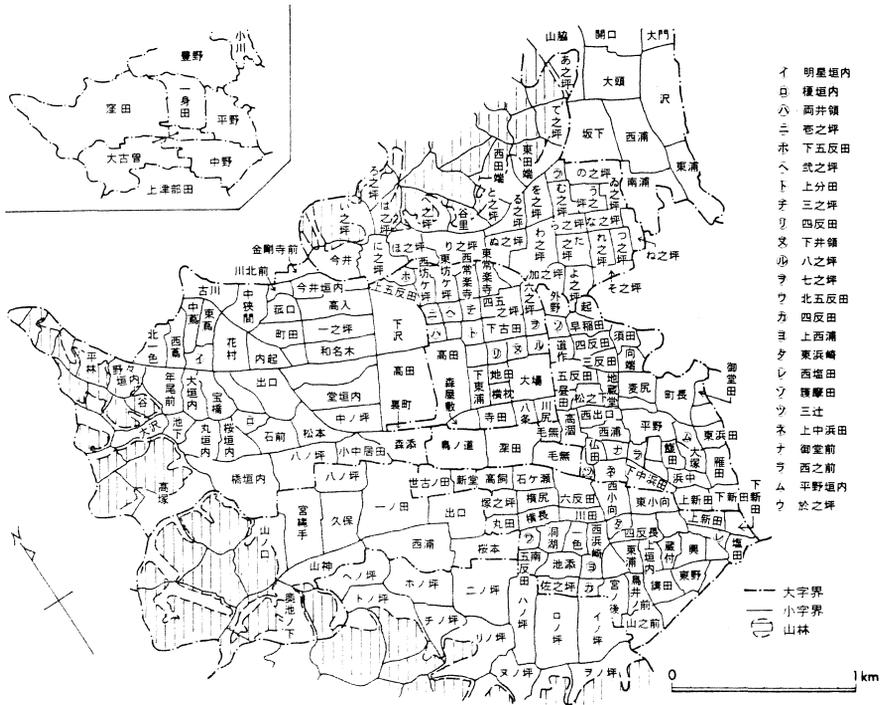


図 7. 志登茂川沖積低地の小字

このうち洪積台地をぬうようにのびる谷底平野を除けば、現在津市の一身田・大古曾・上津部田・中野・平野・豊野（以上、旧一身田町）・窪田（旧豊里村）の各大字に分属しており、その主要部は既に耕地整理が実施されている。そこで耕地整理前の小字地名を検してみると、老之坪・武之坪・三之坪・四五之坪・六之坪・七之坪・八之坪（以上、一身田）・八之坪（大古曾）・一之坪・八之坪（以上、窪田）のような坪地名ばかりでなく、一身田に八条という条地名さえ見出すことができる。（図 7 参照）

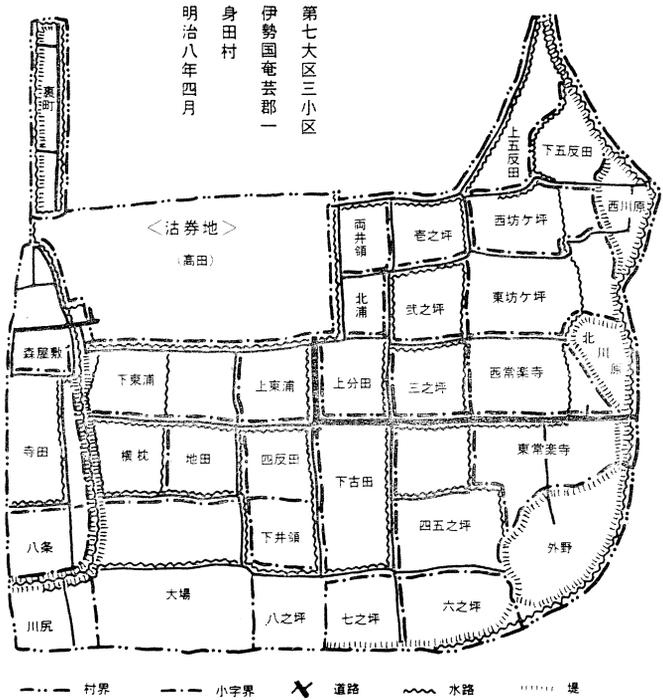


図 8. 旧一身田村総図

このうちまず条里関係地名が多い一身田についてみると、各小字は多く一町ないし二町の方形をなし、坪地名は老之坪から六之坪まで北北西―南南東方向に相接しながら連続し、六之坪から八之坪までこれと直交する方向に同じく相接して連続している。これは明らかに条里施行地たることを思わせ、坪付も千鳥式と考えられるが、残念ながらここには耕地整理前の状況を示す地図としては明治八年作成の一身田総図（図8参照）しか残っておらず、小字内部の地割は知ることができない。次に一身田以外の大字における坪地名についてみると、窪田の一之坪は幅約一町の長方形をなしており、付近の地割も第9図のBに示すごとく幾分乱れつつも長地型をなす一町

方面地割となっている。しかもこの一之坪は一身田の老之坪―六之坪の延長上にあり、一之坪西側字界と老之坪西側字界との間隔はほぼ六町である。従って、一身田から窪田の東部にかけて同一の条里が施行されたと考えられ、その条里界線の方位はN六六度Wである。一之坪の南西に窪田と大古曾にまたがって数町歩の面積を占める八ノ坪も多分同じ条里界線に則った坪地名であろうが、耕地整理前の地割は明らかでない。では、坪地名から知られるN六六度Wで千鳥式坪付をもつ条里地割は、志登茂川流域の沖積低地のどのあたりまで確認されうるであろうか。

まず一身田については、図8にみられる小字界や道路・水路の直

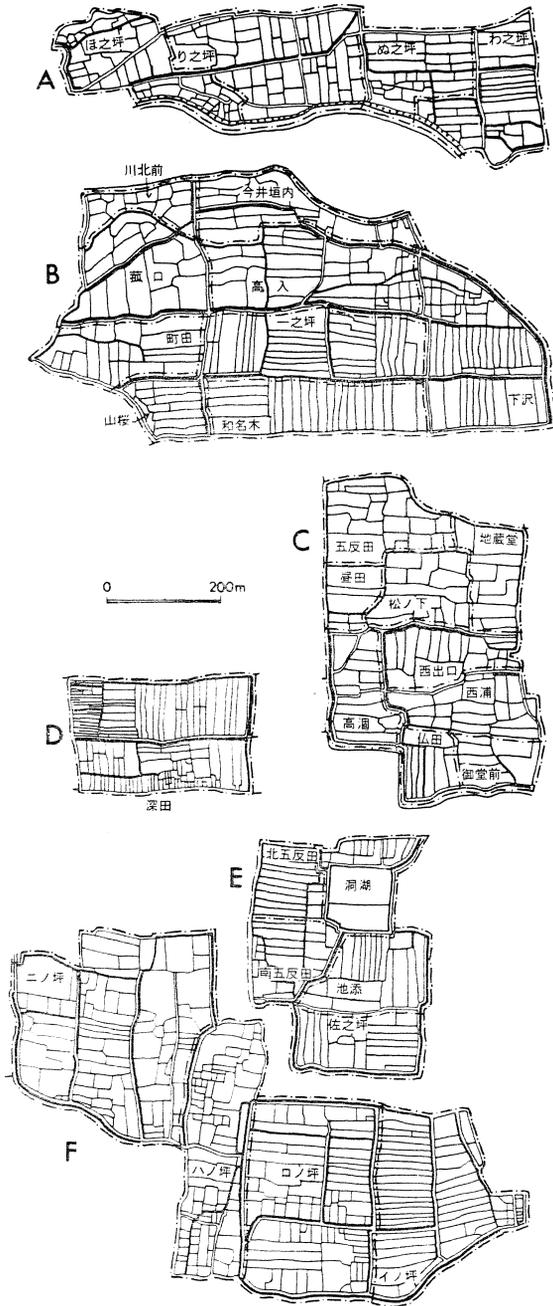


図9. 豊野・窪田・平野・大古曾・中野・上津部田の地割（一部）
〔凡例は図3に同じ。C～Fは相対的位置も考慮してある〕

交状態からも、志登茂川河岸や専修寺の寺内町たる高田を除いて条里の施行は明瞭で、東西両側の大字界直線部は条界線に、南側のそれは里界線にあたるといえる。窪田では、西部から中央部にかけて洪積台地が張り出していることもあって、前記の一之坪の付近にしか条里地割は確認できない。大古曾では、低地の氾濫原に属する中部や東部の耕地整理前の地籍図が部分的にしか残っており、わずかに宮縄手と深田で条里地割らしきものが検出される。図9のDは深田の地割で、中央を貫く道路と北側字界との間隔はほぼ一町あり、長地型の地割が卓越している。標高二メートル以下の海岸平野をなす中野でも、前記の深田に近い北西部を主に耕地整理前の地籍図が廃棄されてしまっていて、深田の地割がN六六度Wの一連の条里地割の一部なのかさえ確認できない。図9のEは「三ノ坪」の訛かと思わせる佐之坪の付近の地割を示したものであるが、整然とした一町方面の地割ブロックがあるとはいえず、かつまた佐之坪自体も三・一三・二三・三三のいずれの数字の坪に解してもN六六度Wの条里の坪付に合致しない。また上津部田では片仮名のイロハを付した坪地名が全小字につけられているが、図9のFにその一部の地割を示すごとく、条里とは関係がない。一身田の南東に接し、標高一メートル以下の海岸平野となっている平野でも明瞭な条里地割は検出できず、例えば条里線をなす一身田の東側大字界に接する五反田・屋田のあたりでも図9のCに示すような地割である。さらに一身田の北に接する豊野では方形の地割ブロックがみられ、各ブロック内の地割はあたかも長地型をなしているかのようであるが、図9のAにも示すごとく幅が一町ないしその整数倍をなすブロックはほとんどな

く、平仮名の「いろは」を付した坪地名の存在も条里の施行と関係はない。

以上、志登茂川流域の沖積低地における条里地割についてまとめれば次のようになる。① 坪付史料は今のところ見出せないが、坪地名が一身田に集中的に残存し、N六六度Wの条里が施行されたことは疑いない。② その坪付は北西隅にはじまって南西隅におわる千鳥式をなし、条里界線も復原できるが、現在確認しうる条里地割の残存範囲は一身田の大部分と窪田の東部のみである。

五、奄芸郡における条里の特徴

ここでは本論の結びとして奄芸郡の条里についていくつかの面からその特徴を明らかにしてみたい。

まず、中ノ川流域のN二四度Eの条里地割と志登茂川流域のN六六度Wの条里地割とが、奄芸郡条里という名のもとに統一的に把握しうるか否かについて検討してみると、方位の点で両者が結局同一であるばかりでなく、坪界線さえも実是一致的なのである。そこで前者に後者の条里界線を延長してみると、徳田町の五之坪の東側字界と六之坪の東側字界直線部が条里線と一致し、五之坪を一五坪の訛と解することにより六之坪ともども、北西隅にはじまって南西隅におわる千鳥式坪付に合致させることができる。また越知・御園両町の町境が条界線に、越知町の西浦と大泥・竹ヶ鼻との小字界が里界線に一致する。ただ里界線については、二町南へずらせると五之坪・六之坪をそのままの数字で前記の千鳥式坪付に合致させることができるほか、徳田・越知両町の町境や越知町内のいくつかの小字

界も里界線と一致する。従って、里界線についてはなお再考の余地があるものの、中ノ川・志登茂川両流域にみられる条里地割が奄芸郡統一一条里ともいえるべき同一の施行単位をなしていたことは認めてよいであろう。なお、郡内にはこの統一一条里のほか、前述の三宅町の条里型地割のように局地的な条里地割や条里型地割がなお残存しているであろうが、その点は今後の調査課題としたい。

次に奄芸郡統一一条里と郡家との関係を見てみるため、条里の坪界線を郡家域想定地の付近に延長してみると(図一〇参照)、郡家域と条里が同じ方位を示すばかりでなく、七条・八条間の条里線が郡家域西側境界をなす西里の西側字界のわずかに五間西を通っていることが知られる。そこで郡家域付近において条里の坪界線と合致する小字界や道路などを探してみると、わずかに西里内の道路の一部が南北方向の坪界線と、里中南部の崖線の一部が東西方向の坪界線とそれぞれ合致するのみである。従って、前に想定した郡家域を条里

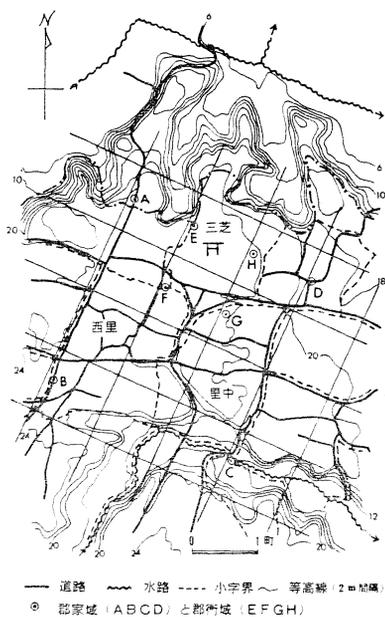


図 10. 奄芸郡家と条里
〔1町方面の実線は奄芸郡統一一条里の延長線〕

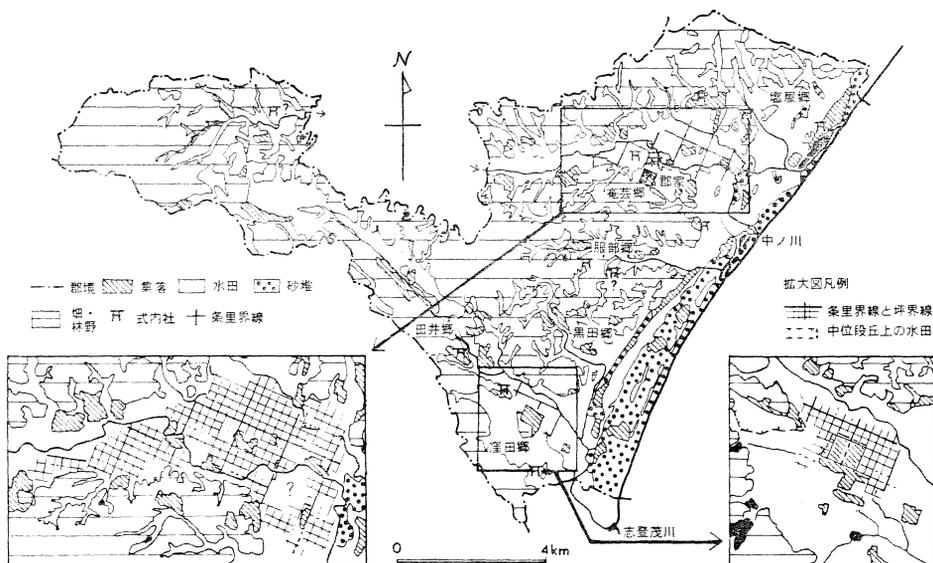


図 11. 奄芸郡の条里と郷(地形および土地利用は明治期作成の5万分の1地形図による)

の坪界線に合致するようならせるのは、少なくとも南北線については適當でなく、東西線についても妥当とすべき根拠に乏しいといえる。ただ、その方位を制約するもの見当らない台地上に設けられた奄芸郡家の郡家城が、真北の方位をとらず、条里と同じN二四度Eの方位をとっていることは、両者の関係を考えるうえで大いに興味深き。

さらに条里と古代の郷との関係についてみると、郡内六郷のうち塩屋・黒田・窪田の三郷には遺称地としてそれぞれ鈴鹿市稲生町塩屋集落、河芸町大字北黒田・南黒田、津市大字窪田があり、田井郷も同名の式内社たる多為神社が津市山田井の西宮に比されていることから、これら四郷の中核地をほぼ知ることが出来る。残る奄芸・服部の二郷についても、前者はその郷名からみて郡家のあたりを、後者は同名の式内社たる服織神社のあったあたりを、それぞれ中核地としていたと考えられ、服織神社の旧社地は河芸町大字久知野の南西部とされている。¹²しかし各郷の郷域がどの範囲に及んでいたかについては明らかでなく、かつ前述のように局地的な条里地割や条里型地割も未調査なため、奄芸郡統一条里のうち中ノ川流域の部分と塩屋・奄芸の二郷が、志登茂川流域の部分と窪田郷がそれぞれ対応するようにみえるもの(図11参照)、詳しい検討は差控えざるを得ない。

最後に奄芸郡の条里を伊勢国の他郡のそれと比べると¹²、奄芸郡のように主たる条里施行地が二流域に分かれているにもかかわらず郡全体として統一的な施行が認められるのは珍しく、多くの郡では同じ流域の沖積低地にあっても施行単位がいくつかに分かれている。

次に条里の坪付は、条里施行地が伊勢湾に対して南にあたるか西にあたるかによって、南西隅にはじまって北向したり北西隅にはじまって東向したり様々であるとはいえ、ともに河川の上流左岸寄りにはじまって下流に向い上流右岸寄りに終る千鳥式をとっている点で一致している。これに対して条・里の呼称法は奄芸郡の北と南とは異なり、北の旧河曲郡では坪付同様に条を上流より下流に向かって数え、里を左岸寄りより右岸寄りに向って数えたらしいが、南の旧神三郡では条を下流より上流に向って数えたとされている。従って条・里関係地名が極めて乏しく、他郡の例をもとに推測せざるをえない奄芸郡の場合、その条里呼称法の解明はますます困難になってくるといえよう。

本稿は一九七五年の歴史地理学会第一八回大会での発表を骨子としている。本稿作成にあたって御指導いただいた藤岡謙二郎先生をはじめ、発表当日の座長として懇切な所見を下さった服部昌之先生、現地での調査にあたって便宜を計っていただいた鈴鹿市役所・同栄出張所・津市役所・同一身田出張所・津地方法務局・同鈴鹿出張所の関係職員の方々に厚く御礼申し上げます。

〔追記〕成稿後、倉田康夫『条里制と荘園』(東京堂出版・一九七六)の出版を知った。本書では旧奄芸郡の条里についても概要がふれられているが(五三―五五頁)条里の復原など詳しい調査報告ではない。

注

① 藤岡謙二郎ほか「伊勢国府の研究」『国府の歴史地理学的研究（抄報）』一九五八 所収）

藤岡・西村「歴史地理的にみた鈴鹿市広瀬台地の初期歴史時代遺跡群」『史迹と美術』二七九、一九五七。

藤本利治「古代東海道榎津駅家の位置について」『皇学館大学紀要』一二、一九七四。

② 倉田康夫「伊勢国員弁川沿岸の条里遺構」『歴史地理学紀要』三、一九六一。

藤岡謙二郎『先史地域及び都市域の研究』柳原書店、一九五五、一七四～六頁。

仲見・倉田「伊勢国鈴鹿川沿岸の条里制」『立命館文学』一五八、一九六八。

倉田康夫「条里制遺構の一形態」『中京大学文学部紀要』四の三・四、一九七〇。

藤岡謙二郎編『河谷の歴史地理』蘭書房、一九五八、三三～四八頁（谷岡武雄執筆）

倉田康夫「伊勢国宮川沿岸の条里遺構について」『歴史地理』八九の四、一九六〇。

③ その訓みは古代においても、アムヘ・アムキ・アキと様々で、近代の俗称はアングであった。

④ 『三重県遺跡地図』三重県埋蔵文化財調査報告四、一九七〇、による。

⑤ 第四紀総合研究会編『日本の第四系』地学団体研究会専報一五

号、一九六九、では、中位段丘としている（三二〇～二頁）。

⑥ 郡家と郡衙の用語の定義は、次の論文によった。

足利健亮「郡衙の境域について」『大阪府立大学・歴史研究』一一、一九六九。

⑦ 足利健亮によれば、郡家域は方六町、郡衙域は方二町が標準とされているが（前掲⑥）、辺境の島部については方三町ないし方四町の郡家域が想定されている。

藤岡謙二郎編『佐渡の歴史地理』古今書院、一九七一、六六～八二頁（足利健亮執筆）

日野尚志「多岐嶋の国府・郡家について」『佐賀大学教育学部研究論集』二一、一九七三。

日野尚志「竜岐嶋の国府・郡家について」『史学研究』一三〇、一九七六。

⑧ 『特選神名牒』一九七二復刻、一九一頁。

⑨ 地形区分は『二万五千分ノ一土地条件図・津図幅』によった。

⑩ 条里地割と条里型地割の用語の区別は、藤岡謙二郎編『日本歴史地理総説・古代編』吉川弘文館、一九七五、の開発の項の基準によった。

⑪ 前掲⑨

⑫ 白駒一義『河芸町の歴史』（河芸町教育委員会・一九七三）二～四頁。

⑬ 他郡の条里については前掲②の諸論文によった。

Historico-geographical Approach to the Gunga(郡家)
and Jōri(条里) of Amuki District, Ise Province
in Ancient Japan TOMATSURI, Yumio

The *Gunga* and *Jōri* of Amuki District has never been researched by any geographer, so the auther approached its problem and has come into such conclusion as in the following.

(1) On the middle terrace the *Gunga* was constructed in the square area (3 x 3 *chō*s*), and the direction of its center axis shows N24°E, and now there is a settlement of Kōriyama at the area. The core area of the *Gunga*, where the officies of the district were concentrated, occupied the square area (1 x 1 *chō*) in the north of the *Gunga*, where is now an old shrine named Sakai.

(2) Now the *Jōri* areas extend in the alluvial plains of Nakano River and Shitomo River. The greater part of them was organized according to the uniform plan when *Jōri* System was put into operation. Its direction shows N66°W and its *Tsubos*(坪) were counted from northwest corner to southwest corner according to the way of *Chidōri*(千鳥) Type. But it couldn't be founded out how *Jō*(条) and *Ri*(里) were counted. Besides the above-mentioned *Jōri* areas of N66°W, there will be other *Jōri* areas in Amuki District.

(3) The *Jōri* areas of N66°W coincident with the *Gunga* in point of the direction, but don't in point of the center axis.

(4) The *Jōri* areas of Amuki District correspond with those of other districts of Ise Province in the way of counting *Tsubo*, but don't in the direction nor in the limits of uniform plan.

* 1 *chō* equals about 108 meters.